

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について（スキーム図）

資料4

高齢者的心身に関する多様な課題に対応するため、後期高齢者の保健事業について、広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施する。

国(厚生労働省)

- 保健事業の指針において、一体的実施の方向性を明示。
- 具体的な支援メニューをガイドライン等で提示。
- 特別調整交付金の交付、先進事例に係る支援。

＜市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施＞

広域連合

- 広域計画に、広域連合と市町村の連携内容を規定。
- データヘルス計画に、事業の方向性を整理。
- 専門職の人事費等の費用を交付。

市町村

- 広域計画等を踏まえ、事業実施計画を作成。
- 市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施。
(例)データ分析、アウトリーチ支援、通いの場への参画、支援メニューの改善 等
- 広域連合に被保険者の医療情報等の提供を求めることができる。
- 地域ケア会議も活用。

必要な援助

都道府県への
報告・相談

委託

都道府県

- 事例の横展開、県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価 等
- データ分析手法の研修・支援、実施状況等の分析・評価 等
- 取組全体への助言、かかりつけ医等との連携強化 等

国保中央会 国保連合会

三師会等の 医療関係団体

事業の一部を
民間機関に
委託できる。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の施行に向けたスケジュール(案)

令和元年5月22日

第1回高齢者の保健事業と介護予防の
一体的な実施の推進に向けた
プログラム検討のための実務者検討班

資料1-2

- 「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」を改定し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム（以下、プログラムとする）を盛り込む。
- ガイドラインは、本検討班におけるプログラム検討を受け、「あり方WG」にて承認を得る。
- また、「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」の改定や、「令和2年度特別調整交付金の交付基準」の検討結果の周知など、法施行に向けた準備を10月までに行う。
- 広域連合・市町村においては、指針やガイドライン等を踏まえ、広域計画の策定、委託契約の締結準備、市町村基本方針の策定など、令和2年度からの実施に向けた準備を行う。

令和元年度	5月	6月	7月	8月	9月		10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和2年4月1日 改正法施行
高齢者の保健事業の あり方検討ワーキング グループ					(WG) (作業チーム)		ガイド ライ ン改 定						
高齢者の保健事業と 介護予防の一体的な 実施の推進に向けた プログラム検討のため の実務者検討班 (検討班)	第1回 5/22	第2回 5/31	第3回 6/12	第4回 7/5	第5回 8/1	第6回 9/4							
厚生労働省 における 準備	保健事業 実施指針				改正指針案文の作成準備	パブリックコメント等 (広域連合との調整)	改正 指 針 示 告 示						
	特別調整 交付金 交付基準				令和2年度 交付基準について 自治体と協議	令和2年度 交付基準 検討結果 周知							
広域連合・市町村に おける準備								・広域計画の策定(広域連合議会の承認が必要) ・広域連合と市町村の委託契約の締結 ・市町村基本方針の策定					等